

西尾市文化会館施設使用料（令和6年1月1日以降適用）

施設名			利用日の区分	使用料					備考		
				午前	午後	夜間	全日	夜間延長			
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで			
舞台芸術振興施設	ホール	大ホール	平日	円 29,670	円 39,560	円 29,670	円 98,900	円 9,890	ホワイエ・ギャラリーを含む。		
			土曜日、日曜日及び国民の休日	35,600	47,470	35,600	118,670	11,860			
		小ホール	平日	8,320	11,090	8,320	27,730	2,770		ホワイエを含む。	
			土曜日、日曜日及び国民の休日	9,980	13,300	9,980	33,260	3,320			
		大ホールホワイエ		平日	10,030	13,390	10,030	33,450		3,340	
				土曜日、日曜日及び国民の休日	12,030	16,060	12,030	40,120		4,000	
	楽屋等	楽屋	A	410	550	410	1,370	130			
			B	130	170	130	430	100			
			C	290	390	290	970	100			
			D	130	170	130	430	100			
			E	210	280	210	700	100			
			F	410	550	410	1,370	130			
			G	410	550	410	1,370	130			
		リハーサル室		930	1,240	930	3,100	310			
		楽屋事務室		100	120	100	320	100			
		主催者事務室		590	790	590	1,970	190			
	市民広場		平日	3,950	5,270	3,950	13,170	1,310			
			土曜日、日曜日及び国民の休日	4,740	6,320	4,740	15,800	1,570			
	地域文化交流施設	展示室			700	940	700	2,340	230		
		会議室等	会議室	A	630	840	630	2,100	210		
B				510	690	510	1,710	170			
C				560	740	560	1,860	180			
創作室			A	1,060	1,410	1,060	3,530	350			
			B	1,020	1,360	1,020	3,400	340			
			C	350	470	350	1,170	110			
		D	350	470	350	1,170	110				
		E	600	800	600	2,000	200				
		F	580	780	580	1,940	190				
茶室		1	平日	1,640	2,190	1,640	5,470	540	待合、水屋等を含む。		
			土曜日、日曜日及び国民の休日	1,960	2,620	1,960	6,540	640			
		2	平日	3,650	4,870	3,650	12,170	1,210			
			土曜日、日曜日及び国民の休日	4,380	5,850	4,380	14,610	1,450			

## 備考

- (1) 2,000円を超える入場料若しくはこれに類するものを徴収し、又はこれらを徴収したとみなして（営利、営業、宣伝等の目的をもって発行する招待券等）文化会館を利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額となります。
- (2) 物品の販売等営利、営業及び宣伝の目的で文化会館を利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額となります。
- (3) 西尾市民以外の方が文化会館を利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍に相当する額とします。ただし、(1)又は(2)の規定に該当する場合は、それぞれ算出した使用料の1.5倍に相当する額となります。
- (4) ホールのうち舞台のみを利用する場合の使用料は、当該使用料の30パーセント相当額となります。
- (5) 創作室Bのうち2分の1を利用する場合の使用料は、当該使用料の2分の1相当額となります。
- (6) (1)～(5)に規定する倍率は、利用する施設の合計使用料に乗じるものとし、その金額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額は切り捨てます。
- (7) この表において「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を指します。